

上尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月30日
改正 令和2年11月25日
改正 令和5年 3月27日
改正 令和8年 5月25日

上尾市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

上尾市は、古くから荒川・見沼代用水に接した農地では水稲生産地帯が形成され、台地に刻まれた谷などの低湿地では、田に種籾を直接蒔く「摘田」による稲作が昭和40年代まで続けられた歴史がある。また、それ以外の平坦な台地では、麦や野菜、果樹、植木、いも類等の生産が活発に行われ、更には畜産も行われるなど、多彩な農業が発展してきた。

近年では、社会情勢の変化に伴い、経営形態も施設野菜や花き園芸など集約な農業や直売農業に即した野菜・果樹栽培など、都市近郊型の農業が発展するようになっている。

市では、このような状況の中で、上尾市農業振興地域整備計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想などに基づき、農業生産基盤の整備や担い手育成の方針・施策を定め、地域の実態に応じた取り組みを推進してきているが、近年の都市化の進展や社会情勢の変化に伴い、農家人口の減少や農業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加、農地の減少など農業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

特に、担い手の確保と遊休農地の解消・活用が大きな課題となっており、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、上尾市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する上尾市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
基準となる年 (令和5年9月)	783.5ha	128.5ha	16.4%
現 状 (令和8年3月)	761.5ha	112.5ha	14.8%
3年後の目標 (令和11年3月)	761.5ha	106.5ha	14.0%
目 標 (令和15年3月)	761.5ha	98.5ha	12.9%

【目標設定の考え方】

- ・ 管内の農地面積については「農林水産省 作物統計調査」引用。遊休農地面積については農地パトロールの結果を引用。市町村別統計の耕地面積に農地パトロールの遊休農地面積を足したものが管内農地面積。遊休農地面積は1号遊休と2号遊休を加えたもの。
- ・ 基準となる年とは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の施行年月。
- ・ 管内の農地面積(A)は、耕地面積と遊休農地の合計。(B)は農地パトロールの結果。
- ・ 表下段の目標は基本構想見直しから10年後の目標とする。
- ・ 農業従事者の高齢化、農業後継者不足などから遊休農地の増加が懸念されるが、年間2haの遊休農地の発生防止・解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
基準となる年 (令和5年9月)	655.0ha	77.0ha	11.8%
現 状 (令和8年3月)	649.0ha	95.7ha	14.7%
3年後の目標 (令和11年3月)	649.0ha	210.4ha	32.4%
目 標 (令和15年3月)	649.0ha	363.4ha	56.0%

【目標設定の考え方】

- ・ 管内の耕地面積(A)は、「農林水産省 作物統計調査」における耕地面積を記載。
- ・ 基準となる年とは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の施行年月。
- ・ 表下段の目標は基本構想見直しから10年後の目標とする。集積率の目標の56%については令和7年度最適化活動の目標の設定等」の成果目標。埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和5年6月)により目標数値を50%から56%に変更。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「目標地図」の素案の作成について

- 市が策定する「地域計画」では、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を

明確化した「目標地図」を作成する必要があるため、農業委員会は求めに応じて、目標地図の素案を作成する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」を統合し、「農地利用集積等促進計画」に一本化されることに伴い、農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と一体となって農地の集積に取り組む。また積極的に農地中間管理事業の活用を検討する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地

利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
基準となる年 （令和5年9月）	0人 （0.00ha）	0法人 （0.00ha）
現 状 （令和8年3月）	1人 （1.23ha）	0法人 （0.00ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	2人 （2.00ha）	1法人 （1.00ha）
目 標 （令和15年3月）	2人 （2.00ha）	1法人 （1.00ha）

【目標設定の考え方】

- ・ 数値については、令和8年最適化活動の目標の設定から引用。
- ・ 基準となる年とは「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の施行月。
- ・ 新規参入の促進として、基本構想を元に年間で個人2人～3人の青年等の確保ととあるため目標数値は現状を上回る2人とした。法人は3年の間に1つの増加を目標とする。
- ・ ここで言う新規参入者は認定新規就農者（これから農業を始める人が作る「青年等就農計画」を、市町村が認定した人）。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

- 上尾市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、上尾市農業委員会は次の役割を担っていく。
 - ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
 - ・ 農家への声掛け等による意向把握
 - ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
 - ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
 - ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力